

令和4年4月1日

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

ー「見える化要件」とはー

「見える化」とは、(福祉)介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事が想定されています。

●事業所別の(福祉)介護職員等特定処遇改善加算取得状況

※全事業が現行処遇改善加算「Ⅰ」を算定

- ・ポラリス・ヘルパーステーション(障害福祉) 特定処遇改善加算「Ⅰ」
- ・ポラリス・ヘルパーステーション(介護保険) 特定処遇改善加算「Ⅰ」
- ・児童デイサービス・ポラリス 特定処遇改善加算「Ⅱ」
- ・児童デイサービス・シリウス 特定処遇改善加算「Ⅱ」

●賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

【入職促進に向けた取組】

- ・法人として経営理念を掲げ、理念に基づく人材育成を実施
- ・資格の有無にこだわらず、人物本位で評価し、入職後に能力開発に取り組む

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・資格取得、研修受講等を手当とシフト調整の両面からサポート
- ・メンタル面を含むサポート体制の構築
- ・キャリアアップシステムを規定化し、就業規則にて周知

【料率支援・多様な働き方の推進】

- ・ スタッフの諸事情に応じた雇用形態を用意。非正規と正規への相互転換制度の整備
- ・ 有給休暇の消化率引上げのため、労基法に基づく計画的付与の導入

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・ 管理者研修を定期的実施
- ・ 自己、トラブル対応についてマニュアルの作成等の体制の整備

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・ タブレット端末、及び、クラウドシステムの導入により時短を実現
- ・ 5S 活動の実施により快適な職場環境を維持
- ・ 業務マニュアルの作成による作業負担の軽減

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ 利用者様やその御家族からの謝意等の情報をグループウェアにより共有
- ・ 職場内コミュニケーションの円滑化に向けた取り組みの実施
- ・ 他部署間での相互サポートを重視

株式会社WILLCARE